平成31年3月 30日制定 平成31年4月 日理事会承認

第1条 (設置) 「医学研究の利益相反に関する指針」の細則第8条1項各号のいずれかの措置を受けたものに不服があり、措置の通知を受けた日から7日以内に、その者が理事長あて審査請求書を学会事務局に提出した場合に、速やかに上記措置の当否を審査するために、本会に日本心臓リハビリテーション学会審査委員会(以下「本委員会」という)を置く。

第 2 条(目的) 本委員会は、定款施行細則第 42 条に基づき、会員などの不服申し立て に対して適切に審査することを目的とする。

第3条(組織) 本委員会は、委員長以下理事若干名、評議員若干名、および外部委員1名 以上の委員をもって組織する。 また、委員長が必要と認めた場合、協力員を置くことがで きる。

第4条(委員) 委員は、理事長が指名し、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。ただし、 利益相反委員会の委員は、審査委員会の委員を兼ねることはできない。

第5条(委員会)本委員会は設置以降、すみやかに(30日以内に)委員会を開催してその審査を行う。本委員会は委員長が招集し、議長となる。但し委員長に事故がある場合は、副委員長がその任に当たる。本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて10年間保存する。委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。

第6条(業務)本委員会は、第2条の目的達成のために、下記のことを行う。

「医学研究の利益相反に関する指針」の細則に基づいてCOI違反者に対する措置を受けたものに不服があり、措置の通知を受けた日から7日以内に、その者が理事長あて審査請求書を学会事務局に提出した場合に、本委員会は、すみやかに(30日以内に)委員会を開催してその審査を行い、その結果を学会に報告する。

第7条(計画・予算)委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

第8条(決議)委員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する委員を除く委員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 9 条 (報 告)委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、 次期 委員会へ引き継がなければならない。

第10条(改廃)この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和1年 5月 1日より施行する